

## はじめに

本県では、総合的かつ計画的な県土の利用を図るため、大規模な土地開発事業について、茨城県県土利用の調整に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）を定め、関連する法令等を調整するための事前協議制度を設けております。

今般、本制度のより適正かつ効率的な運用を図るため、行政における事務処理や、事業主が協議申出を行う際の参考となるよう、基本要綱の各条項の解説や協議申出に必要な書類の記入例等をまとめたハンドブックを作成しました。

本ハンドブックにより、本制度の目的や手続等を御理解いただき、今後とも、適正な土地開発事業の施行の確保が図られるよう、御協力願います。

令和8年6月

茨城県政策企画部地域振興課長 松木 拓